第　１　章

第３期計画の基本的な考え方

1　計画策定の背景と目的

少子高齢・人口減少社会という大きな課題は，国全体の経済・社会の存続の危機に直結しており，これを乗り越えるためには，地域の力を強化し，福祉の領域を超えた，地域全体が直面する課題を改めて直視する必要があるといわれています。

このような状況にあって，国においては，公的サービスでは埋めがたい複雑多岐にわたる生活課題に対応するために，平成 12 年６月の社会福祉法の改正に際し，「地域」に着目し，市民自らサービスの担い手になるなど共助の地域福祉活動による「地域福祉の推進」を基本理念の一つに位置づけ，市町村において「地域福祉計画」を策定する旨の規定を設けました。

近年は，地方創生や一億総活躍社会の実現に向けた取組が進められており，「支え手側と受け手側に分かれるのではなく，誰もが役割を持ち活躍できる『地域共生社会の実現』」がうたわれています。地域そのものを元気にする地方創生の取組と，誰もが安心して共生できる地域福祉を推進する取組は別々のものではなく，人・分野・世代や福祉の領域を超えて，お互いに支えあえる関係ができることが，地域の活性化に還元され，地域共生社会の実現にもつながると考えられます。

地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため，地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 52 号)による市町村における包括的な支援体制の整備，市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の充実等を内容とする社会福祉法の一部が改正され，本人とその属する世帯全体に着目し，介護・保健医療に限らない地域生活課題を把握するとともに，関係機関と連携し解決を図っていくことが必要とされています。

住民が生活していく上で生じ得る課題を包括的に受け止めるためには，本人や世帯を「制度」の枠組みから見るのではなく，様々な困りごとのみならず，生きる意欲や思いを引き出しながら必要な支援を考えていくことが重要であり，本人や世帯を包括的に支えていくことを地域づくりとして行っていくことが求められています。

ふれあいと支えあいの心豊かなあたたかい地域社会のなかで，全ての人の人権が尊重され，誰もが安心して，いきいきと健やかな生活が送れるよう，地域で暮らす様々な人が力を合わせていくことが求められます。そのためにも，市民一人ひとりが身近な生活のなかで生じた課題を自らの問題として捉え，その解決に向けて福祉推進の担い手となっていくことが必要です。

このような情勢を踏まえ，このたび，第１期・第２期気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画での取り組み状況や社会情勢，市民ニーズや震災による課題などの変化を踏まえつつ，平成 31 年度以降の地域福祉推進の基本的方向性と具体的な取組を明らかにしていくものとして，本計画を策定しました。

２　計画の基本理念と基本目標

子どもから高齢者まで年齢や障害の有無に関わりなく，住み慣れた家庭や地域で，誰もが安心していきいきと暮らしていくためには，既存の福祉サービスなどを利用しながら，地域で人と人とのつながりを大切にし，支えあいの関係を築いていくことが大切です。

「地域福祉」を推進するには，担い手である地域住民，住民自治組織（自治会・振興会），商店，企業，学校，医療機関，民生委員・児童委員，ボランティア，福祉団体，ＮＰＯ，社会福祉施設，社会福祉協議会，市など地域社会を構成する“すべての人々の参加”が必要であり，みんなが協働して，取り組むことが重要です。

さらに，自分自身や家族の努力で困りごとを解決したり（自助），個人だけでは解決が困難なことについては，隣近所やボランティアなどの横のつながりによる自発的な関わりで支えあい（互助），そして行政の公的な制度によるサービスを利用する（共助・公助）など，それぞれの助けあいが相互に関わり，力を合わせ取り組み，課題を解決していくことが必要です。

特に，東日本大震災からの生活再建においては，新たなコミュニティづくりが必要となり，より一層の地域の支えあい・助けあいの取組が求められます。

このことを踏まえ，すべての住民が相互に協力しあい，地域の支えあいでつくる豊かな福祉社会の実現をめざし，計画の基本理念は，第１期，第２期計画の基本理念である『地域でみんながふれあい支えあって，自分らしく安心して暮らせるまちづくり』を継承します。

また，本計画では，基本理念を実現するため，基本目標に「Ⅰ　人づくり」「Ⅱ　地域づくり」「Ⅲ　仕組みづくり」を掲げ，計画推進の柱とします。

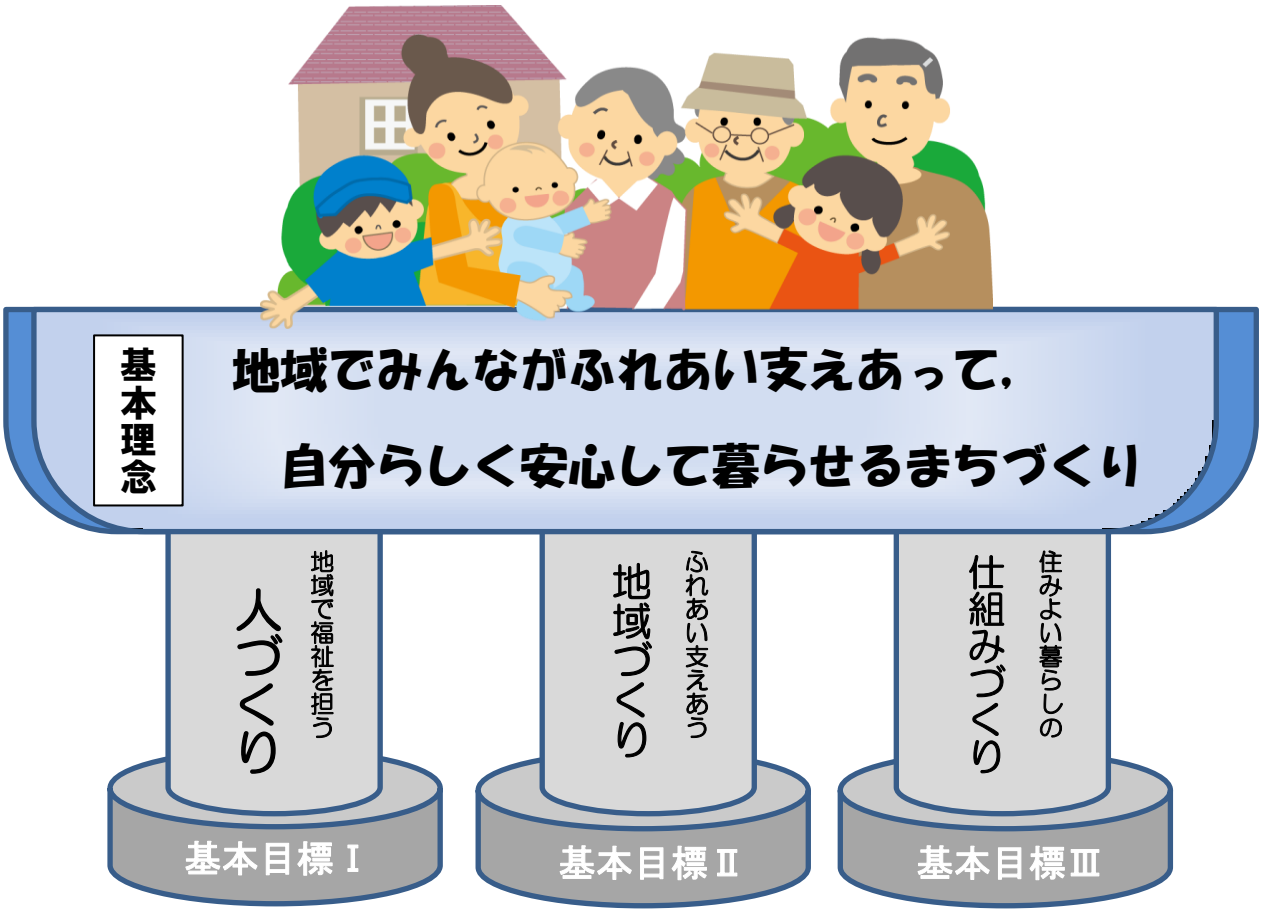

３　計画の策定経過

気仙沼市と気仙沼市社会福祉協議会では，『地域福祉計画』と『地域福祉活動計画』を，「地域福祉をより一層推進させるための車の両輪」と捉え，一体的に計画を策定してきました。

平成 17 年度に『気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画』（以下「第１期計画」という。）を策定し，中間年次の平成 18 年３月には，市町合併に伴い，旧唐桑町の計画との整合性を図るため見直しを行ったところです。

第２期計画の策定に当たっては，「気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」を設置し改定作業を進めました。平成 23 年３月 11 日の東日本大震災により計画策定作業が中断しましたが，平成 25 年５月，策定委員会組織を継承し作業を再開し，震災により変化した地域社会情勢や震災に伴う生活課題を把握しながら内容の検討を進め，平成 26 年３月に第２期計画が完成しました。以後，毎年度実施状況の評価を行いながら推進してきました。

本計画策定に当たっては，より広い分野の意見を反映させるため，「地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」委員を増員し体制の充実を図りました。

また，委員会には基本目標ごとに部会を設け，各部会長のもとで推進作業を進めました。

なお，これまでと同様，地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することとし，第２期計画の進捗状況や達成度の評価・分析，地域懇談会で出された御意見等を基礎とするとともに，平成 30 年４月の社会福祉法改正に伴う「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」も踏まえた内容としています。

■計画策定までのスケジュール

開催時期	会　議　等	主　な　内　容
平成 30 年 6月6日	第１回推進委員会 第１回部会	・委員長、副委員長選出 ・推進体制と進行管理について ・今後のスケジュールについて ・第２期計画(平成 29 年度事業)評価について
7月 13 日	第２回推進委員会	・第２期計画(平成 29 年度事業)評価について ・第３期計画の策定に向けて ・地域懇談会について
8月 6～17 日	地域懇談会	・地域の取組等の意見聴取 （生活課題の確認，地域での具体的取組）
11 月６日	第３回推進委員会	・地域懇談会結果報告 ・第３期計画について（計画全体構成等） ・部会再編成について
11 月 26～29 日	第２回部会	・第３期計画案について（具体的取組検討）

開催時期	会　議　等	主　な　内　容
12月20～25日	第３回部会	・第３期計画案について（第１稿内容検討）
平成31年 １月11日	第１回正副部会長会議	・第３期計画案について（第２稿内容検討）
１月17日	第４回推進委員会	・第３期計画(案)決定
２月５日～25日	パブリックコメント募集	・市内各公所等での意見募集 （広報，インターネット等での周知）
３月中旬	第２回正副部会長会議	・第３期計画案修正 （パブリックコメント意見反映）
３月下旬	第５回推進委員会	・第３期計画案最終決定

４　計画の役割と他計画との関係

（１） 法的な位置づけと役割

社会福祉法では，社会福祉の目指すべき方向性として，「地域福祉の推進」を規定しています。

地域福祉計画は，社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として，地域福祉に関する事項を一体的に定めているところですが，第３期計画においては，平成30年４月の社会福祉法改正の内容を反映し，福祉の各分野における共通的な事項を定める「上位計画」として，①地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉，その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項，②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に係る事項，③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項，④地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項，⑤包括的な支援体制の整備に関する事項，について定めています。

また，地域福祉計画は，生活課題が発生する地域で，住民自らが支え手となって参加し，行政や福祉関係団体と協働して住民の生活を地域で支援する仕組みづくりを目指すものであり，その計画づくりには住民も参加し，また，実践者となることが期待されています。

第３期計画においては，従来，行政や社会福祉協議会等を取組の中心として記載していた内容を一新し，「市民」「地域・事業者」「市・市社協」それぞれが，地域福祉推進のために大切にしたい心がけや努力目標，施策の方向性を設定しました。

取組を進めるため，地域に生きる一人ひとりが，各々の役割を意識できるようにしています。

（２）本市の他計画との関係

本計画は「第２次総計」を上位計画とし，地域福祉の推進を図るための目標を定め，取組を体系化するものとして位置づけ，また，震災後策定した「気仙沼市震災復興計画」に盛り込まれた地域福祉の推進に関連する取組・事業に関しても同様の関係としてきました。

また，福祉分野においては，『高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』『障害者計画』『けせんぬま健康プラン 21』『子ども・子育て支援事業計画』等の個別計画の地域福祉に関する事項を包括して策定しています。

なお，成年後見制度の利用の促進に関する法律第 23 条に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」としても位置付けています。

（３）地域福祉活動計画との関係

気仙沼市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は，市民や様々な団体等が協働で行う地域福祉活動を進めるための民間の活動計画です。

第１期・第２期計画でも，地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しましたが，第３期計画においては，市及び社協がより一体的に計画の推進に取り組むという姿勢を強め，従来，別の章立てとしていた地域福祉計画及び地域福祉活動計画を一本化し，具体的な取組部分において，各々の役割について明記しました。

なお，策定にあたっては，共同で地域懇談会を開催するなど，課題の把握と解決の方向を共有しながら，計画内容の一体性と整合性を図りました。

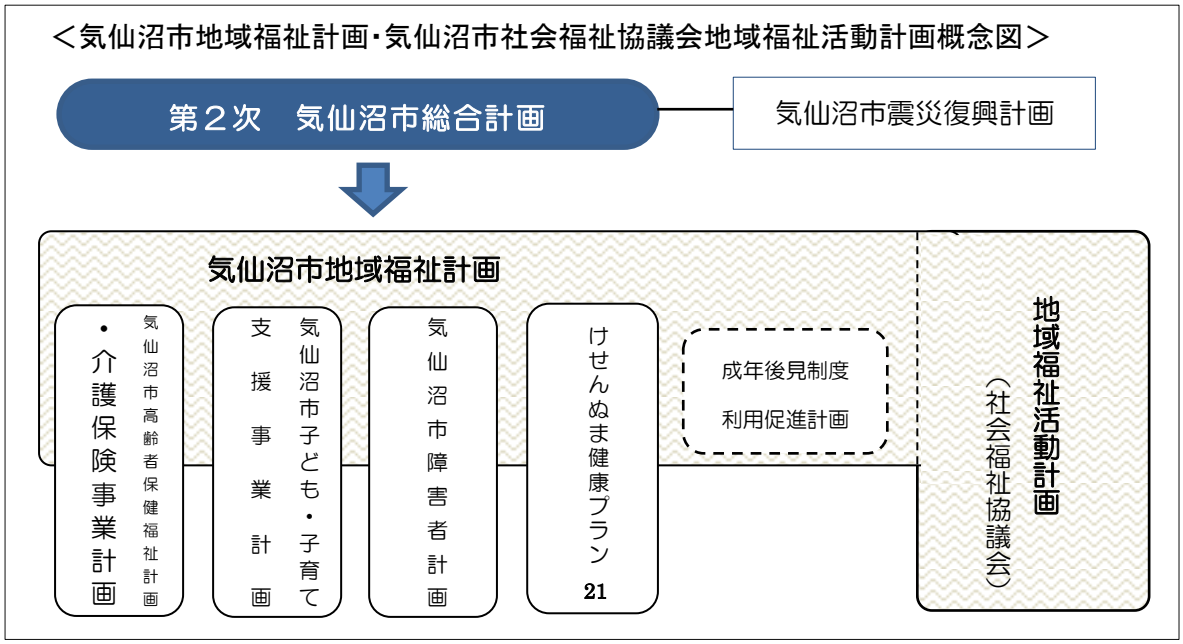

（４）計画期間

第３期計画の計画期間は，2019（平成 31）年度から 2023 年度の５年間とし，策定後速やかに実施します。

5　地域福祉活動の圏域

第２次総計をはじめとする市の各種計画は市全域を基本圏域としていますが，一部では，日常生活圏域を地域ごとの圏域に設定しているものもあります。

住民が地域生活課題を解決するためには，一定の範囲で地域の特性や状況に応じた検討や取組を行う必要があります。

地域福祉計画・地域福祉活動計画においては，第１期・第２期の計画では地域福祉活動の圏域について，地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能な範囲として，中核となる地域福祉活動圏域を「地区社協」の範囲と設定し推進してきました。

また，第２期においては，より生活の場に近い自治会や近隣の単位で，小地域福祉活動を中心とした活動を行うとともに，地区社協の範囲を超える大きな課題解決に向けては，旧市町単位や市全域での活動を行うなど，重層的な圏域設定をしてきました。

第３期計画においても，第２期の考え方を継承し，地区社協単位や小地域での活動圏域を主としますが，より大きな課題に関しては地域や市全域を想定して活動を進めていきます。

	圏域	圏域の考え方
狭い	**近隣** 自治会の班（隣組）程度	隣近所の付きあいや住民相互の協力により見守りや声がけ等を行う基礎的な範囲
	自治会・振興会・行政区 （254 圏域）	地域住民の暮らしの課題などを解決していくための日常的な活動を行う範囲
	地区社協圏域（16 圏域） （西，上，中央，魚町，南町･柏崎，南，鹿折，松岩，新月，階上，大島，面瀬，唐桑，小泉，津谷，大谷）	各団体・組織がまとまり活動を行っている圏域
	地域（9 圏域※） （気仙沼※，鹿折，松岩，新月，階上，大島，面瀬，唐桑，本吉） ※まちづくり協議会単位においては，気仙沼地域を２つに分けた 10 圏域	地域全体を対象とした取組を推進する圏域
広い	**市全域**	市全体を対象とした，総合的な地域福祉の取組を推進する圏域

小地域福祉活動

6　住民参加による計画

（１）気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会

本計画の策定にあたっては，市民の意見を反映した計画とするため，第２期計画時から継続し，地域自治会関係者，社会福祉関係団体，民生委員・児童委員，保健福祉関係者，知識経験者等で構成する推進委員会を組織しました。また，本計画策定から，委員を増員し，第２期計画の推進及び事業評価と併せ，第３期計画策定についての協議検討を進めました。

（２）地域懇談会の実施

住民が生活課題を明らかにし，また，その解決方法を一緒に考える場づくりとして，以下のとおり実施しました。

① 主催

気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会

気仙沼市　気仙沼市社会福祉協議会の三者による共催

② 参加対象

地域福祉活動に携わっている方（自治会・振興会，民生委員・児童委員，地区社協，ＮＰＯ，ボランティア，福祉施設職員，福祉サービス従事者など），携わっていなくても，地域福祉に関心がある方など，どなたでも参加可能。

③ 内容

・地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要や，計画の基本的な考え方について説明

・小グループに分かれての意見聴取（KJ法(付箋紙に意見を書き出し話しあう)を用いての意見交換）

④ 実施期間・地区

平成30年８月６日～８月17日

地区内にある公民館や集会施設など11会場　参加者 396人　意見数 960

地区	開催日	会場	参加人数 (委員・事務局含む)	意見数
気仙沼地区	８月９日	地域交流センター （ワンテン）	30	87
	８月 11 日		34	100
鹿折地区	８月 10 日	市民福祉センター （やすらぎ）	28	58
松岩地区	８月８日	松岩公民館	37	76
新月地区	８月 10 日	新月公民館	27	49
階上地区	８月６日	階上公民館	36	66
大島地区	８月 17 日	大島公民館	40	99
面瀬地区	８月６日	面瀬公民館	40	109
唐桑地区	８月８日	唐桑保健福祉センター （燦さん館）	45	132
本吉地区	８月７日	本吉保健福祉センター （いこい）	42	103
	８月 11 日	大谷公民館	37	81
合計	７日間	11 会場	396	960

（懇談会の結果は83ページに掲載しています。）

（３） パブリックコメントの実施

広く市民の皆様から御意見をいただくため，平成31年２月５日から25日までパブリックコメントを行い，中間案を市広報紙に掲載するとともに，唐桑・本吉総合支所，各公民館，市民福祉センター（やすらぎ），市民健康管理センター（すこやか），唐桑保健福祉センター（燦さん館），本吉保健福祉センター（いこい）等の21会場で計画(案)を公開し，●人から●件のご意見を頂戴いたしました。

（意見の内容）
※詳しい内容は●ページ以降に掲載